

# 神戸市立長峰中学校生徒会規約

## 第1章 名称

第1条 本会は神戸市立長峰中学校生徒会という。

## 第2章 目的

第2条 本会は生徒相互の親愛を深めるとともに、すすんで規則正しい学校生活をおくり、良い校風を打ちたてることを目的とする。

## 第3章 会員及び役員

第3条 全生徒をその会員とする。

第4条 本会に次の役員をおく。また、任期は1年間とする。

会長1名、副会長2名(2年生2名)、書記(1年生2名)、各部署員部長(6名)

第5条 会長、副会長及び書記は全校生徒によって選ばれる。また、各部署員会部長は、会長の推薦にもとづき、学校長が任命する。

第6条 生徒会三役の選挙は次のように行う。

- (1) 全生徒会員は選挙権を有す。
- (2) 3年生に被選挙権はない。

## 第4章 役員の任務

第7条 会長は本会を代表し、次の職務を行う。

- (1) 総会、生徒協議会、執行委員会を招集する。
- (2) 生徒会自治活動の全般を統括する。
- (3) 生徒集会の指揮を行う。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

第9条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会、生徒協議会、執行委員会並びにこの会の活動に関することからを補佐し、記録する。
- (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
- (3) 生徒会執行部活動を全校に発信する。

## 第5章 会議

第10条 本会の会議は次の4つである。

生徒総会、生徒協議会、執行委員会、各部署員。

## 第6章 生徒総会

第11条 生徒総会は全生徒で構成する生徒会の最高議決機関で、普通、生徒協議会がその任務を代行する。

## 第7章 生徒協議会

第12条 生徒協議会は生徒総会につぐ生徒会の最高議決機関である。

第13条 生徒協議会は各学級の委員長、生徒執行委員で構成される。

第14条 生徒協議会の招集は会長が行い、招集は必要なときのみとする。

第15条 生徒協議会議長(1名)は会長が務め、副会長1名がその補佐をする。

第16条 生徒協議会は次のことを行う。

- (1) 生徒会各機関から提出された事項についての協議及び議決。
- (2) 生徒会規約の決定と変更。
- (3) 学校内外の生活の計画と反省。
- (4) 学校のきまりやルールについて協議及び議決をし、職員会に提出する。

第17条 生徒協議会の決議は多数決によるものとし、その票数は出席者の過半数を超えなければならない。

第18条 顧問の先生は、協議会の審議、決議を保留することができる。また、協議会の決議事項は学校長の承認によって効力を生じる。

## 第8章 執行委員会

第19条 執行委員会は生徒協議での決議事項を実行するための生徒会最高運営機関である。

第20条 執行委員会は生徒会三役、各部委員会部長で構成する。

第21条 執行委員会の招集は、委員長である生徒会長がこれにあたる。

## 第9章 各部委員会

第22条 各部委員会は生徒会の実行機関として、各学級委員で構成された委員会である。委員会の決定事項及び活動(内容)は協議会に報告しなければならない。

## 第10章 学年生徒協議会

第23条 この回は各学年の学級委員長(必要に応じて、副委員長もこれに加わる)で構成し、学年に関する事項を協議し決議する。

# 生徒会役員選挙法

## 第1章 生徒会三役の選出

第1条 生徒会三役は全校生徒の普通選挙によって選出する。

第2条 各候補の届出方法としては学級を母体とした推薦制である。

第3条 立候補した者は候補申請用紙に必要事項を記入して期日までに選挙管理委員会に届け出る。

第4条 投票はつぎの要領で行われる。

- (1) 無記名投票とする。
- (2) 投票の秘密を絶対に守らなければならない。
- (3) 信任投票を行う場合は、全校生徒の過半数の信任により当選とする。
- (4) GIGA 端末を利用して、投票もあり得る。
- (5) オンライン投票を行う上での注意点
  - ※ 投票は一人一回。
  - ※ 欠席者も投票可能とする。
  - ※ 投票者を特定できない設定で行う。
  - ※ 画面は極力見られないように注意する。
  - ※ スクリーンショット等の投票途中の様子を残さない。
  - ※ 特段の事情を有する場合、紙とネット投票の両方を認める。

※ 必ず自分の GIGA 端末で行う。

## 第2章 選挙管理委員会

第5条 本委員会は指定された選挙日程にもとづき、高名な態度で選挙を遂行させる義務がある。

第6条 本委員会は正副委員長によって構成される。

第7条 本委員会は選挙に関して次の事項を行う。

- (1) 立候補届出の申請用紙を用意し、立候補者又はその責任者に交付する。
- (2) 投票立会及び開票事務いっさいを行う。
- (3) 立ち合い演説会を計画し、実施する。
- (4) 全立候補者の名簿一覧表を公示する。
- (5) ポスターをはる場所をあらかじめ指示する。

第8条 次の投票は無効とする。

- ・ 正規の投票用紙を用いていないもの。
- ・ 立候補者以外の指名を記入したもの。
- ・ 必要事項以外のことを記入したもの。
- ・ 文字が不鮮明で記入事項の不明なもの。

## 第3章 各部委員長の選出

第9条 各部委員長は、生徒会会長が推薦し、学校長が任命する。

# 各部委員会規則

第1条 生徒会規約第22条により、次の各部委員会を設ける。

正副委員長部会、生活委員部会、体育委員部会、図書委員部会、整美委員部会、保健委員部会、放送委員部会

第2条 各部委員会では、それぞれ副部長、書記1名を互選する。

第3条 各部委員会は次の任務をもつ。

### (1) 正副委員部会

- ・ 学級全体をまとめ、学級の代表として行動及び指揮をする。
- ・ 学校生活及び学級活動の全般にわたり種々の活動を行う。
- ・ 授業前後の号令
- ・ 学級の整列・点呼・号令
- ・ ST の司会進行

### (2) 体育委員部会

- ・ 保健体育に関する行事の企画と運営をはかる。
- ・ 体育用具の管理をする。
- ・ 昼休みに当番制で、ボール当番を行う。

### (3) 図書委員部会

- ・ 学校図書の企画と運営、管理に参加する。
- ・ 学校図書の運営について指導する。
- ・ 校舎教室の掲示、黒板の活用などを企画し実行する。
- ・ 学級文庫の選定、管理。
- ・ 図書当番を通じて、全校に読書を推進する

(4) 整美委員部会

- ・校舎教室備品の管理及び整備を行う。
- ・校内の清掃美化、管理の企画、運営にあたる。
- ・美化点検を行い、上記の目的達成をはかる。
- ・校具、備品の管理をはかる。
- ・校舎、教室及び備品の補修をする。
- ・美化清掃を実施し、綺麗な学校を推進する。
- ・紙ごみBOXの維持・管理を行う。

(5) 生活委員部会

- ・学校週番活動の運営をはかる。
- ・校内の規則、ことばづかい、風紀の徹底をはかる。
- ・あいさつ当番を実施し、笑顔とあいさつが溢れる学校を目指す。

(6) 保健委員部会

- ・保健、衛生に関する行事の企画と運営をはかる。
- ・保健、衛生の知識の普及と、その実践を通して健康な生活の推進をはかる。
- ・石鹸当番とトイレチェック等を週当番でおこない、上記目的達成をはかる
- ・体調不良・怪我人等の報告を行い、場合によっては介助し、保健室へ付き添う。

(7) 放送委員部会

- ・学校行事や集会の際に必要な放送機器の準備や操作、アナウンスを行う。
- ・昼食中週当番で放送を行う。

(8) 部活動部長会（運動部、文化部）本会は運動部、文化部の部長で構成し、本校の部活動を推進する。

附則

本会則の改定は生徒総会の決議及び職員会議の承認をまたなければならない。本会則は昭和38年9月1日から効力を発する。平成15年10月9日一部改定

